

増毛町果樹園地帯活性化拠点整備事業用デジタルサイネージ導入業務仕様書

本業務仕様書は、増毛町（以下「発注者」という。）が発注する増毛町果樹園地帯活性化拠点整備事業用デジタルサイネージ導入業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1. 業務名

増毛町果樹園地帯活性化拠点整備事業用デジタルサイネージ導入業務

2. 設置場所及び設置台数

設置場所：増毛郡増毛町暑寒沢 64番地 果樹園地帯活性化拠点

設置台数：タッチ式デジタルサイネージ 1台、非タッチ式デジタルサイネージ 1台

3. 履行期間：契約の日から令和8年3月19日（木）まで

4. 業務内容：

- (1) デジタルサイネージ等の整備に必要になる機器の調達（スタンド等ディスプレイ取付器具、配線類、STB（セットトップボックス）等管理用PCなどデジタルサイネージ向けコンテンツの運用に必要となる周辺機器一式を含む）の調達
- (2) 機器の設置（動作確認を含む）
- (3) デジタルサイネージ向けのコンテンツ（静止画、動画等を活用したコンテンツ、その他受注者が提案するコンテンツ）の制作
- (4) デジタルサイネージ機器及びコンテンツの試験運転、調達、操作方法の説明
- (5) その他本業務に必要な事項

5. 業務要件

(1) デジタルサイネージ 機器に関する要件

次の仕様を満たすことを原則とし、発注者が想定する用途、設置場所等を考慮して、より良い機能・サイズ等の提案がある場合は、提案のうえ発注者と協議できる。なお、納入する機器はすべて新品とし、買い取りとする。

タッチパネル式ディスプレイタッチパネル式ディスプレイ機器一覧表

デジタルサイネージ機器等	要件等
タッチ式ディスプレイ (屋内設置)	<ul style="list-style-type: none">・モニター 1台 49インチ以上、輝度500cd/m²以上・モニター等固定機材（スタンド）一式・コンテンツ管理用端末（STB等）、接続用機器一式・配線類一式
非タッチ式ディスプレイ (屋内設置)	<ul style="list-style-type: none">・モニター 1台 49インチ以上、輝度500cd/m²以上・モニター等固定機材（スタンド）一式・コンテンツ管理用端末（STB等）、接続用機器一式

	・配線類一式
その他必要機器	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所内のWi-Fi回線を利用することができる ・上記のほか、受注者が制作したコンテンツを使用するために必要な機器一式

- ・デジタルサイネージ機器は、インターネットに接続したクラウドサーバー等を経由したコンテンツの管理（更新・操作）を可能とすること。
- ・デジタルサイネージのコンテンツ管理については、運営用ソフトウェアまたはアプリケーションにより、直感的な操作によりコンテンツの更新・操作ができるものを導入すること。
- ・デジタルサイネージ機器及びコンテンツの運営に精通していない者が日々の管理を行うと想定した説明マニュアルを用意すること。
- ・一般的なオフィスソフト（エクセル、ワード、パワーポイント等）で作成したデータを掲載できるようにするなど、汎用性の高いデジタルサイネージ機器とすること。
- ・システム設計及びインストール作業については必ず受注者内において行うこと。
- ・システムの設計に係る費用はすべて受注者の負担とする。
- ・本仕様書に明記のないハードウェア・ソフトウェアであっても、本システムを円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めたシステムとすること。
- ・本業務で設置するデジタルサイネージ機器のメーカー等保証期間は、提案事項とする。
この保証期間内に発注者の責めによらない機器の故障等が発生した場合、管理運営・保守契約の継続に関わらず、法定耐用年数以内、無償修復を行うこと。

（2）本業務で制作する デジタルサイネージのコンテンツ に関する要件

- ・コンテンツは、下記掲載内容に基づき提案するものとし、受注後、作成にあたっては発注者と協議のうえ内容を決定することとする。

①タッチ式デジタルサイネージ掲載内容

ア トップページ

増毛町紹介動画、PRポスターや施設情報・スケジュール等固定情報、天気予報等気象庁提供情報、下記遷移先アイコン など

イ 遷移先

各果樹園一覧－各果樹園情報詳細、果樹PR情報、増毛町観光情報、増毛町移住促進情報、増毛町短期就労情報、そのほか増毛町及び果樹園拠点活性化に関する情報で発注者と協議した内容

②非タッチ式デジタルサイネージ

増毛町紹介動画、PRポスターや施設情報・スケジュール等固定情報、天気予報等気象庁提供情報、そのほか増毛町及び果樹園拠点活性化に関する情報で発注者と協議した内容

- ・不適切なサイトへのアクセスや無制限なネットサーフィン等を防止するため、コンテンツフィルターやアクセス可能ページに係る制限の設定を行うこと。設定レベル等については、別途、発注者と協議を行うこととする。
- ・コンテンツ作成にあたって、デザイン・レイアウト・必要な素材等については、発注者と協議を行うこと。なお、必要な素材等については、発注者が提供するもののほか、受

注者が保有する素材を使用して差し支えない。

- ・本業務の成果物に関する権利は、増毛町に帰属するものとする。
- ・本業務のほか、先進的なコンテンツが将来的に追加できる拡張性について、提案内容に含めること。

(3) 機器の設置に関する要件

- ・機器の設置場所は、発注者と別途協議するものとする。
- ・設置に当たっては、転倒防止など通行人の安全を確保 及び盗難防止の 十分な措置をとること。
- ・設置場所において新たな電源配線工事が必要な場合はその費用は受注者の負担とする。